

地域公共交通等燃料価格高騰対策支援事業

トラック事業者への燃料価格高騰対策支援金給付のご案内

福井県では、原油価格高騰の影響により、経営に大きな影響が生じているトラック事業者を支援するための燃料価格高騰対策支援金について、以下の支援事業を開始します。つきましては、当協会が福井県指定公金事務取扱者となり各種手続きを執り行いますので、ご案内いたします。

1 給付対象者（下記の事項をすべて満たすものとする。）

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、福井県内に本社を置く者
- (2) トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること
- (3) 令和7年4月1日から請求日までの間に、事業の停止処分を受けていない者

2 給付対象車両

令和7年4月1日時点で使用し、福井県内に使用の本拠の位置があり、有効な車検証の交付を受け、一般・特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車
※霊柩車、二輪車、被けん引車は除く。

※令和7年4月1日以降の登録年月日の車両は代替の場合のみ認めるが、4月1日以降に増車や減車した場合の車両については対象外とする。

3 支援金の額 ※車検証の自動車の種別、用途をご確認ください 白ナンバー対象外

区分	1台当たり支援額	自動車の種別	用途
普通車	13,500円	普通	貨物・特種
小型車	3,750円	小型	貨物・特種
軽自動車	2,250円	軽自動車	貨物・特種

※営業用特種用途自動車で貨物自動車に類するもの（冷蔵冷凍車等8ナンバー）については、自動車検査証記録事項に記載されている「自動車の種別」（普通・小型・軽自動車）の区分に応じる。

4 給付請求期間

令和8年1月5日（月）～1月30日（金）必着

5 手続き方法（下記書類をご準備ください） ※申請は当協会へ郵送または持参にてお願いします。

- (1) トラック事業者への燃料価格高騰対策支援金給付請求書（様式第1号）
- (2) 支援金給付対象車両の自動車検査証記録事項の写し
- (3) 給付対象車両一覧表（様式第2号）
- (4) 支援金の振込先口座の通帳の写し
(名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの)
- (5) その他協会が必要と認める書類

※（1）の様式第1号および（3）の様式第2号については当協会HPをご利用ください。
福井県トラック協会 HP : URL:<https://www.fta.jp>

申請先：（一社）福井県トラック協会 補助金係 〒918-8115 福井県福井市別所町17-18-1 お問い合わせ先： ☎ 0776-34-1713
--